

第 34 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和3年2月26日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 34 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第 1 号議案から第 3 号議案の審議の宣告	6
事務局長の議案概要説明	7
第 1 号議案から第 3 号議案の質疑、討論、採決	8
第 4 号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	9
第 4 号議案の質疑、討論、採決	9
第 5 号議案の審議の宣告	10
事務局長の議案概要説明	10
第 5 号議案の質疑、討論、採決	11
第 6 号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第 6 号議案の質疑、討論、採決	12
第 7 号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第 7 号議案の質疑、討論、採決	14
第 8 号議案の審議の宣告	14
事務局長の議案概要説明	14
第 8 号議案の質疑、討論、採決	17
広域連合長の閉会挨拶	18
閉会の宣告	19
資 料	
議案の送付について	20

議決一覽 21

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、令和3年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第34回定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月12日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 令和3年2月26日（金）
午後2時30分
- 2 場 所 高知市本町4-1-35
高知県自治会館 2階 研修室

議 員 席 次

1番	板原	啓文	君	2番	戸梶	眞幸	君	3番	松延	宏幸	君
4番	土居	恒夫	君	5番	大崎	宏明	君	6番	田鍋	剛	君
7番	村田	秀作	君	8番	岩垣	實男	君	9番	高橋	幸十郎	君
10番	寺村	晃幸	君								

議事日程

令和3年2月26日 午後2時30分開議

- 第1 新議員の議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 提出議案の提案理由説明
- 第5 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員を採用等に関する条例議案
- 第6 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7 第3号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8 第4号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案
- 第9 第5号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第10 第6号議案 令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第11 第7号議案 令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第12 第8号議案 令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

2番 戸梶 眞幸 君 3番 松延 宏幸 君 4番 土居 恒夫 君
5番 大崎 宏明 君 7番 村田 秀作 君 8番 岩垣 實男 君
9番 高橋 幸十郎 君 10番 寺村 晃幸 君

欠席議員

1番 板原 啓文 君 6番 田鍋 剛 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 池田 洋光 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 田村 弘樹 君
事務局長 福原 扶慈子 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 岡 英祐 君
書記 麻植 立子 君 小山 恵里 君 堀 情二 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 森 明宏 君
事業課課長補佐 高橋 良美 君 府川 早苗 君 山本 美佐 君

◎開会の宣告

○副議長（岩垣實男君） これより令和3年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第34回定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は、議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、岩垣が議長の職務を行います。よろしく申し上げます。

午後2時30分 開会

◎欠席議員の報告

○副議長（岩垣實男君） 最初に、欠席議員の報告を行います。

板原啓文議員、田鍋剛議員から、本日の欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

◎議事日程の報告

○副議長（岩垣實男君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） ご異議ないものと認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎新議員の議席の指定

○副議長（岩垣實男君） 日程第1、新議員の議席の指定を行います。

高知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条に基づき、新たに議員となりました村田秀作議員の議席を7番に指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（岩垣實男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、5番大崎宏明議員、10番寺村晃幸議員のお二人の方をお願いをいたしますので、よろしく願いいたします。

◎会期の決定

○副議長（岩垣實男君） 日程第3、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月26日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） ご異議ないものと認め、本日1日間と決定いたします。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○副議長（岩垣實男君） 日程第4、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第8号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から、提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、第34回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、国の動向を含め、後期高齢者医療制度に関連する状況等について申し上げます。

まず、国においては人生100年時代を見据え、令和元年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、医療及び介護を含む社会保障全般にわたる議論を行い、昨年12月には後期高齢者が窓口で支払う医療費負担について、課税所得28万円以上、かつ年収200万円以上の単身世帯と320万円以上の複数世帯の方々を対象とし、令和4年度の後半の施行可能な月より、2割負担とする方針を決定し、本国会で成立する見込みとなっております。

窓口負担が2割となる後期高齢者の方々にとっては、負担が増す制度改正となりますが、団塊の世代が後期高齢者となる令和4年度以降、急激に上昇していく若い世代の支援金分の保険料負担を少しでも軽減していくことは重要な課題ですので、広域連合としても、被保険者の方々に理解が得られるよう市町村と協力し、周知広報に努めてまいります。

一方、今年度の医療費の動向としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国的に減少傾向となっておりますが、高知県においては、他県と比べ、減少額が小さいため、全国トップクラスの一人当たり医療費が、高水準で維

持されている厳しい状況となっております。

今後、広域連合としては、医療費の適正化や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」への取り組みなど、保健事業の一層の充実を図ることにより、被保険者の方々ができる限り健康で過ごされ、安心して必要な医療を適切に受けられる環境を維持してまいります。

また、安定した制度運営を行っていくため、国の動向等を注視しながら、全国後期高齢者医療広域連合協議会と連携をとり、国に対して積極的に意見を述べてまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。今回提案しました議案は、条例議案3件、予算議案4件、その他の議案1件であります。

まず、第1号議案につきましては、専門的知識等を有する者を必要に応じ配置し、事業等を効果的に実施することができるよう、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定しようとするものです。

第2号議案から第3号議案につきましては、一般職の任期付職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

第4号議案につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、保険料の被保険者均等割額を軽減する所得判定基準の改正等を行うこととして専決処分したものであり、そのご承認を求めるものです。

第5号議案の令和2年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ25万3千円を増額し、総額を6,461万8千円とするものです。

第6号議案の令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、総額を1,438億5,236万8千円とするものです。

第7号議案の令和3年度一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算規模は対前年度当初比で580万円減の5,670万円となっております。

第8号議案の令和3年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算規模は、対前年度当初比で23億600万円増の1,443億8,600万円となっております。

以上、提出しました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、適切なお決定をお願いいたします。

◎第1号議案から第3号議案の審議の宣告

○副議長（岩垣實男君） 日程第5、第1号議案「高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案」、日程第6、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」、日程第7、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」の以上3議案は、関連がありますので、一括して審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○副議長（岩垣實男君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） それでは、第1号議案につきましては、「高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の制定でございます。また、第2号議案から第3号議案は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例に関連する条例の改正でございますので、一括してご説明させていただきます。

A4横ホッチキス止めの定例会説明資料の1ページをお開きください。

1ページの「高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」でございますが、これは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識や経験、優れた識見を有する者等を特定の目的のために期限を限って採用しようとするものです。

条例制定の趣旨ですが、当広域連合では、高齢者の特性を踏まえた保健事業を、機動的かつ効果的に展開していく上で、専門性を備えた民間人材や、公務員として培った知識や経験を有すると認められる者を採用することにより、公務の能率的運営を確保するため、本条例を制定しようとするものです。

次に、条例議案の内容についてご説明いたします。

冊子となっております議案及び説明書の1ページをお願いいたします。

この第1号議案は、一般職の任期付の職員の採用等に関し、任期の特例や更新、給料や各種手当の支給等についての規定を整備するものです。

次に、第2号議案から第3号議案につきましては、第1号議案の制定による、一般職の任期付職員に関連する条例の改正となっております。

議案及び説明書の4ページをお願いいたします。

第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」は、任期付短時間勤務職員の勤務時間を任命権者が定めることについて規定を追加し、用語の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

続きまして、5ページ、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」は、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に、任期付短時間勤務職員の規定を追加しようとするものです。

なお、定例会説明資料の方の2ページから7ページにつきましては、改正条例の新旧対照表となっております。左側が改正案、右側が現在の条文となっております。

改正する部分を下線で示しております。

第1号議案から第3号議案についての説明は、以上です。

◎第1号議案から第3号議案の質疑、討論、採決

○副議長（岩垣實男君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○副議長（岩垣實男君） つづきまして、第1号議案から第3号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 討論はございませんので、討論を終了いたします。

これより、第1号議案「高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案」、第2号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案」、第3号議案「高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」の以上3議案を一括して採決いたします。

第1号議案から第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案から第3号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○副議長（岩垣實男君） 日程第8、第4号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○副議長（岩垣實男君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） それでは、第4号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」についてご説明いたします。

議案及び説明書の6ページ、定例会説明資料の8ページをお願いいたします。

この改正につきましては、令和3年1月1日より、「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が施行されるため、後期高齢者医療に関する条例についても同日付で改正の必要があり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分を行ったものです。

これは、給与所得控除及び公的年金等控除について、10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げるとした平成30年度税制改正により、給与所得者や年金所得者がいる世帯は、当人の税を負担する資力に変化がない場合でも、保険料の均等割軽減措置に該当しなくなる場合があることから、その影響を遮断するために改正されたものです。

施行は令和3年1月1日ですが、令和3年度以降の保険料から適用になります。

なお、定例会説明資料の9ページから12ページは、今回の改正の新旧対照表になっており、左が改正案、右が現在の条文で、改正する部分を下線で示しております。

第4号議案、「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」についての説明は、以上です。

◎第4号議案の質疑、討論、採決

○副議長（岩垣實男君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○副議長（岩垣實男君） つづきまして、第4号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第4号議案「高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案」を採決いたします。

第4号議案について、原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。

よって、第4号議案は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

○副議長（岩垣實男君） 日程第9、第5号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○副議長（岩垣實男君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） 第5号議案、「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の9ページをお願いいたします。また、参考として、定例会説明資料の13ページを併せてご覧ください。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ25万3千円を増額し、6,461万8千円とするものです。

議案及び説明書の18ページをお願いいたします。

歳出は、2款総務費、1項総務管理費、1一般管理費、25万3千円を増額で、内訳として、職員時間外勤務手当等について、予算不足が生じることから増額補正するものです。

歳入は、市町村負担金、財政調整基金繰入金などを、それぞれ補正し、総額で歳

出と同額の増額補正となります。

第5号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についての説明は、以上です。

◎第5号議案の質疑、討論、採決

○副議長（岩垣實男君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○副議長（岩垣實男君） つづきまして、第5号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第5号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を採決いたします。
第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。
よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○副議長（岩垣實男君） 日程第10、第6号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○副議長（岩垣實男君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） 第6号議案、「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の19ページをお願いいたします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入・歳出それぞれ100万円を減額し、1,438億5,236万8千円とするものです。

補正内容につきましては、26ページをお願いいたします。

歳出は、1款総務費、1項総務管理費、1一般管理費で100万円を減額し、内訳は、派遣職員の人件費負担金の減額によるものです。

歳入は、市町村からの事務費負担金を補正し、歳出と同額の減額補正となります。

第6号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についての説明は、以上です。

◎第6号議案の質疑、討論、採決

○副議長（岩垣實男君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○副議長（岩垣實男君） つづきまして、第6号議案について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第6号議案「令和2年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は、原案のとおり、可決することに決定をいたしました。

◎第7号議案の審議の宣告

○副議長（岩垣實男君） 日程第11、第7号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○副議長（岩垣實男君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（福原事務局長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

○事務局長（福原扶慈子君） 第7号議案、「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の27ページをお願いいたします。また、参考として、定例会説明資料の14ページを併せてご覧ください。

令和3年度の一般会計の当初予算は、第1条のとおり歳入歳出それぞれ5,670万円で、今年度と比較し580万円の減額となっています。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1千万円としています。

予算総額が令和2年度に比べ減額となった主な理由は、財務会計システム機器更改等の費用の減額によるものです。

議案及び説明書の37ページをお願いいたします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1款議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、65万9千円を計上しております。

38ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものは39ページの右側、12委託料の公会計制度に係る財務書類作成委託料や法制執務サポート業務委託料など359万9千円のほか、18負担金、補助及び交付金の事務局長及び総務課職員合わせて5名分の、派遣元である県や市町村への人件費負担金が4,000万円となっています。

続きまして歳入ですが、ページを戻っていただいて33ページをお願いいたします。

歳入については、そのほとんどを占めている、1款分担金及び負担金、1項負担金、1市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で5,569万1千円を計上しています。

第7号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についての説明は、以上です。

◎第7号議案の質疑、討論、採決

- 副議長（岩垣實男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

- 副議長（岩垣實男君） つづきまして、第7号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 副議長（岩垣實男君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。
これより、第7号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」
を採決いたします。
第7号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。
よって、第7号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。
-

◎第8号議案の審議の宣告

- 副議長（岩垣實男君） 日程第12、第8号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 副議長（岩垣實男君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求め
ます。

（福原事務局長挙手）

- 副議長（岩垣實男君） 福原事務局長。

- 事務局長（福原扶慈子君） 第8号議案、「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連

合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

議案及び説明書の 47 ページをお願いいたします。また、参考として、定例会説明資料の 15 ページを併せてご覧ください。

まず、歳入歳出の総額は、第 1 条のとおり、1,443 億 8,600 万円で、今年度と比較し 23 億 600 万円の増額となっています。

また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は 30 億円としています。

それでは、歳入歳出予算の内容について、まず、歳出から説明いたします。

議案及び説明書の 61 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては、1 一般管理費として、被保険者の資格管理、保険料賦課、保険給付などの事務的経費、4 億 1,069 万 8 千円を計上しています。

主なものとしまして、右側の説明の欄を見ていただきますと、先ほど条例議案で説明しました一般職の任期付職員や会計年度任用職員に関する人件費を、1 報酬、2 給料、3 職員手当等にそれぞれ計上しています。

次の 62 ページをお願いいたします。

区分 11 役務費は、被保険者への高額療養費などの支給決定通知や、マイナンバーカード交付申請書類等送付のための通信運搬費 4,643 万 3 千円、医療費通知郵送料として、2,237 万 3 千円、また、レセプト点検に必要なレセプトの画像処理の手数料として、1,651 万 1 千円など、1 億 429 万 3 千円を計上しています。

12 委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用している電算処理システムの運用等委託料 2,865 万 5 千円、電算処理システムに使用している機器などの保守等委託料 1,398 万 3 千円、また、レセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で 4,521 万円、後発医薬品使用差額通知業務等委託料の 1,508 万 5 千円など、1 億 5,251 万 1 千円を計上しています。

64 ページをお願いいたします。

区分 18 負担金、補助及び交付金は、事業課の職員 15 名の派遣職員人件費負担金など、1 億 781 万 8 千円を計上しています。

次の 65 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払う療養給付費や、柔道整復、コルセットなどの現金給付のための療養費、国保連合会への審査支払手数料などで、前年度と比べ比較欄の計にあるとおり、18 億 9,277 万 3 千円増となる 1,362 億 389 万 1 千円を計上しています。

66 ページをお願いいたします。

上の表の、1 高額療養費につきましては、1 ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分についての支給や、一般所得者区分の外来診療に関して年間の限度額を超えた分についての支給を行っており、これを合わせて 69 億 175 万 8 千円を計上しています。

2 高額介護合算療養費は、後期高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定

の限度額を超えた部分について支給するもので、1億5,968万2千円を計上しています。

66 ページ、下の表の3項、その他医療給付費のうち、1の葬祭費は1件あたり3万円を支給しており、2億2,047万円を計上しています。

2 その他医療給付費は、災害等により所得が減少した方に対して、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分について、88万6千円を計上しています。

67 ページをお願いいたします。

3 款、1 項のうち、1 特別高額医療費共同事業拠出金 9,429 万 7 千円には、1 件 400 万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施している全国の広域連合が共同で負担する仕組みである、特別高額医療費共同事業に対する拠出金です。

68 ページをお願いします。

4 款保健事業費、1 項、1 健康診査費 1 億 5,861 万 4 千円は、市町村に委託して行う健康診査の実施に要する経費や、高知県歯科医師会に委託して行う歯科健診の実施に要する経費等を計上しています。

健康診査につきましては、被保険者の健康状態を把握し、疾病の予防や重症化を防ぐため重要であり、受診券の事前発送の対象者を拡大するなどして、受診率向上に取り組んでおります。

歯科健診につきましては、咀嚼・嚥下機能など高齢者の特性に着目した歯科健診を行うことで、誤えん性肺炎等につながる口腔機能の低下予防を図るもので、健診の自己負担は無料としております。

次の 69 ページをお願いいたします。

2 健康増進事業費 2 億 223 万 4 千円は、表の右側 12 委託料のうち、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」委託料として令和 3 年度実施予定である市町村への委託料 1 億 6,936 万円と、今後、保健事業をさらに推進していくために必要な医療費分析を国保連合会に委託する 463 万円を計上しています。

また、18 負担金、補助及び交付金では、市町村が行う健康教室や、人間ドック、はり、きゅうマッサージ施術への助成など、被保険者の健康増進に関する事業に対する長寿・健康増進事業費補助金として 2,500 万円の計上と、高齢者の低栄養防止、重症化予防の事業に対する高齢者保健事業費補助金 324 万 4 千円を計上し、各市町村で実施する被保険者の健康づくり事業を進めていくこととしています。

次に歳入について、主なものをご説明いたしますので、ページを戻っていただいて 53 ページをお願いいたします。

1 款市町村支出金のうち、1 項、1 事務費負担金 3 億 6,028 万 1 千円は、特別会計で支出している人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。

2 保険料負担金 116 億 9,577 万 1 千円は、市町村が徴収した保険料を広域連合に納付する保険料負担金 85 億 1,481 万 6 千円と所得の少ない方の保険料の軽減分として市町村が県負担金と合わせて広域連合へ納付する基盤安定負担金 31 億 8,095 万 5 千円です。

3療養給付費負担金は、自己負担割合が1割負担の方の保険給付費について、市町村が負担する12分の1の、115億7,885万4千円を計上しております。

54ページをお願いいたします。

上の表、2款国庫支出金、1項国庫負担金のうち、1療養給付費負担金は、給付費に対し国が負担する12分の3の347億3,656万2千円を計上しています。

2高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費について、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、6億6,165万円を計上しています。

次に、下の表2項国庫補助金、1調整交付金のうち、右側の説明にあるとおり、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、126億7,238万3千円計上しています。

また、特別調整交付金につきましては、主に結核・精神関係の給付費が、保険給付費に占める比率が高い場合などに交付されることとなっており、13億8,459万2千円を計上しております。

55ページをお願いいたします。

3款県支出金、1項県負担金、1療養給付費負担金は、給付費の12分の1の115億7,885万4千円を、また、2の高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の6億6,165万円を計上しております。

56ページをお願いいたします。

4款、1項、支払基金交付金の、1後期高齢者交付金の571億7,309万3千円は、国保などの医療保険者が拠出した支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものです。

57ページをお願いいたします。

5款1項1特別高額医療費共同事業交付金の7,551万円は、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

58ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項基金繰入金、1事業運営基金繰入金の15億6,915万8千円につきましては、歳出に対し、不足する歳入の財源として、必要な額を事業運営基金より繰り入れるものです。

第8号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についての説明は、以上です。

◎第8号議案の質疑、討論、採決

○副議長（岩垣實男君） 説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。

○副議長（岩垣實男君） つづきまして、第8号議案について討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副議長（岩垣實男君） 討論がございませんので、討論を終了いたします。

これより、第8号議案「令和3年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

第8号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○副議長（岩垣實男君） 挙手全員であります。

よって、第8号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○副議長（岩垣實男君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○副議長（岩垣實男君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜りまして、ご決定いただき、ありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進展により、被保険者数及び医療費ともに増加傾向にあります。

このため、引き続き、医療費の適正化に取り組むとともに、保健事業の充実を図るため、国が推進している「高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施」など、関係市町村との連携を密にしながら、事業運営を進めていくことが重要になります。

高齢者の皆様方が、できる限り健康で過ごされ、必要な医療を適切に受けられ、安心して生活ができるよう、国等の関係機関の動向を注視しながら、引き続き安定した制度の運営を行ってまいりますので、今後とも、議員の皆様方のご支援をお願い申し上げます。

季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、ご健康に留意され、

益々ご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○副議長（岩垣實男君） これをもちまして、令和3年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第34回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後3時16分閉会

資 料

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 田 鍋 剛 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

令和 3 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 34 回定例会に提出
するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案 |
| 第 2 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 3 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 4 号議案 | 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案 |
| 第 5 号議案 | 令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 |
| 第 6 号議案 | 令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 7 号議案 | 令和 3 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第 8 号議案 | 令和 3 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

令和 3 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 34 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 4 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認議案	承認
第 5 号議案	令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 6 号議案	令和 2 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 7 号議案	令和 3 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 8 号議案	令和 3 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長

議 員

議 員

